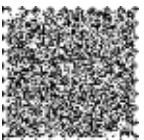


第 1 章 計画の策定にあたって





1. 計画策定の趣旨・背景

区では、平成 27 年 3 月に平成 27 年度から 31 年度までを計画期間とする「豊島区地域保健福祉計画」を策定し、関連の深い障害者分野、保健分野、高齢者分野に関する取組みを総合的に推進しています。障害者福祉に関しては、「豊島区地域保健福祉計画」の分野別計画として、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を一体的に策定してきました。

このたび、「豊島区地域保健福祉計画」の見直し年度となりました。計画策定から 3 年の間にも、少子高齢化や核家族化はさらに進展し、福祉におけるニーズは一層多様化、複雑化する一方、社会に貢献することに関心を持ち、地域の課題に自発的に取り組む住民活動・ボランティアや NPO 等も年々拡がりを見せています。このような中、社会福祉法の改正においては、「高齢者」「障害者」といった従来の分野の垣根を越えて、一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく「地域共生社会」の実現に向けた動きが加速しています。

区ではこの機会をとらえ、この間の社会環境の変化や法制度の動向を踏まえるとともに、地域社会における新たな課題に対応し、支援を必要とする人を地域で支えていく地域共生社会を築いていくための計画として「豊島区地域保健福祉計画」を改定します。

また、障害者福祉施策においては、障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の批准、発達障害者支援法の改正に加え、第 5 期障害福祉計画策定に向けた国の指針では、障害児支援の一層の充実を図るため、市町村に「障害児福祉計画」の策定を義務付けるなど、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

障害のある人を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応し、障害者福祉施策の一層の推進を図るため、障害者計画と障害福祉計画を一体的に見直し、新たに「豊島区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定します。

<障害者施策分野における主な制度改正>

法律	改正状況
「障害者基本法」の改正	平成 23 年 8 月施行。
「障害者虐待防止法」の成立	平成 23 年 6 月成立。平成 24 年 10 月 1 日から施行。
「児童福祉法」の改正	平成 24 年 4 月施行。
「障害者総合支援法」の成立	平成 24 年 6 月成立。平成 25 年 4 月から施行。
「障害者優先調達法」の成立	平成 24 年 6 月成立。平成 25 年 4 月から施行。
「障害者雇用促進法」の改正	平成 25 年 6 月成立。平成 28 年 4 月 1 日から施行。 法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える規定は平成 30 年 4 月 1 日施行予定。
「障害者差別解消法」の成立	平成 25 年 6 月成立。平成 28 年 4 月 1 日から施行。
「第 3 次障害者基本計画」の策定	平成 25 年 9 月策定。
「障害者権利条約」の批准	平成 26 年 1 月批准。
「難病医療法」の施行	平成 26 年 5 月成立。平成 27 年 1 月 1 日から施行。
「発達障害者支援法」の改正	平成 28 年 5 月成立。平成 28 年 8 月 1 日から施行。
「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正	平成 28 年 6 月改正。



<障害者施策をめぐる近年の動き>

■ 「障害者基本法」の改正 ■

平成23年8月施行。この法律においては、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障害者の定義に「社会的障壁」を明記し、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。

■ 「障害者虐待防止法」の成立 ■

平成23年6月成立。市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。平成24年10月1日から施行。

■ 「障害者総合支援法」の成立 ■

平成24年6月成立。障害者基本法の理念の実現に向け、障害者の範囲や支援の見直し、サービス基盤の計画的整備等が定められています。この法律の成立により障害福祉サービス等の対象に難病患者も含まれることとなりました。平成25年4月から段階的に施行。

■ 「障害者差別解消法」の成立 ■

平成25年6月成立。障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供の義務、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日から施行。

■ 「第3次障害者基本計画」の策定 ■

平成25年9月策定。平成25年度から平成29年度までの5年間の計画。地域における共生、差別の禁止、自己決定の尊重などの基本原則を強化するとともに、施策分野として「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の3つの分野が新設されています。

■ 「障害者雇用促進法」の改正 ■

平成25年6月成立。これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては雇用の分野における障害を理由とする差別的な取扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障害者を加えることなどが盛り込まれました。平成28年4月1日から施行（法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える規定は平成30年4月1日施行）。

■ 「難病医療法」の施行 ■

平成26年5月成立。難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すことが理念として掲げられています。また、難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大するとともに、相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実することなどが定められています。平成27年1月1日から施行。

■ 「発達障害者支援法」の改正 ■

平成28年5月成立。自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」を10年ぶりに見直す改正であり、発達障害者が「切れ目ない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。（平成28年8月施行）



2. 計画の位置づけ

- この計画は、「豊島区地域保健福祉計画」の分野別計画に位置付けられます。
- 「豊島区地域保健福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、「豊島区基本計画」（計画期間：平成 28～37 年度）で掲げる、保健福祉にかかる地域づくりの方向である「すべての人が地域で共に生きていけるまち」を具体化する計画です。
- 「豊島区地域保健福祉計画」は、豊島区の高齢者福祉、障害者福祉、保健・医療、子ども等の分野別計画を包含した保健福祉分野の上位計画として、各分野に共通する基本的な考え方や横断的な取り組みの方向性を示します。
- この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、区における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものです。



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度（2018 年度から 2020 年度）までの 3 年間とします。



障害者計画

障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定されるものです。障害者計画は区の障害者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

障害福祉計画

障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を明らかにするものです。

障害児福祉計画

児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として策定されるものです。障害児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。



4. 計画策定の過程

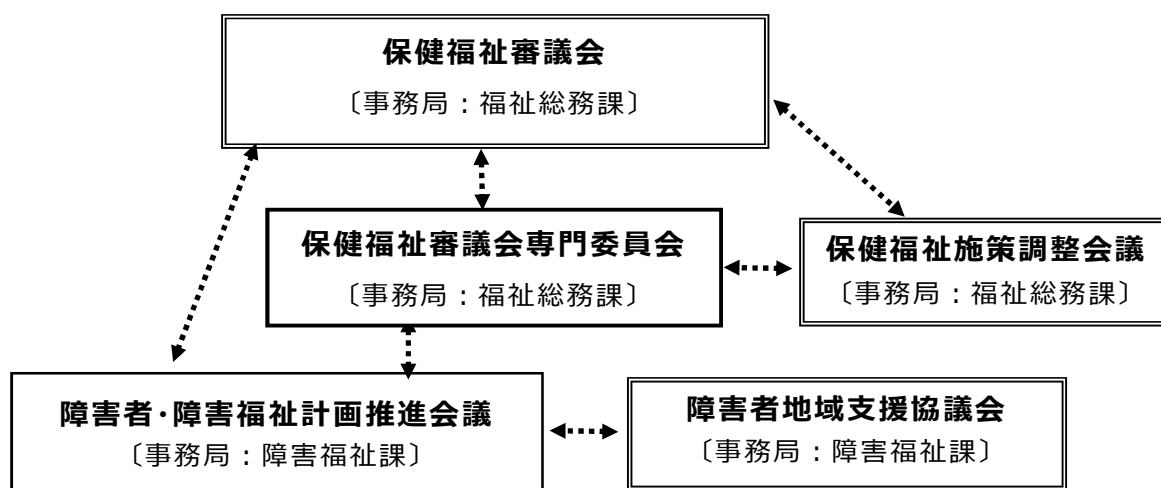
(1) 豊島区保健福祉審議会の設置

保健福祉に係る事項について総合的に検討し、施策の推進を図るため、区長の附属機関として、平成 21 年 10 月に豊島区保健福祉審議会を設置しました。

審議会は、区長の諮問に応じ、「豊島区地域保健福祉計画」に関することおよびその他保健福祉施策の推進に係る基本的事項について審議し、答申を行うだけでなく、区の保健福祉施策に対して、主体的に提言を行うことができる機関として位置づけられています。

(2) 計画改定に係る検討体制

豊島区保健福祉審議会の下、保健福祉審議会専門委員会をはじめ、障害者・障害福祉計画推進会議ならびに庁内検討組織である保健福祉施策調整会議との相互の調整を図りながら、取り組むべき施策やその方向性を確認し、障害者福祉施策のさらなる推進に向けて検討を行いました。



(3) 区民意見の反映

区民の意見などを把握するため、計画の策定に先立ち、実態調査や当事者ヒアリングを実施し、当事者や支援者の方の意見を把握しました。

実態調査結果や区の施策の実施状況、地域保健福祉全体として目指すべき方向性などを基に、障害者・障害福祉計画推進会議や保健福祉審議会において、今後の取組みの方向性や重点などを幅広く審議してきました。

また、審議の過程では、障害者地域支援協議会に意見をはかるとともに、パブリックコメントを実施し、広く区民の意見を取り入れて施策を検討してきました。



《障害者等実態・意向調査の実施概要》

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者の区分で、計4種類の調査を実施しました。
調査対象：

調査名	調査対象	抽出数	回収数 (回収率)
①身体障害者	豊島区に住所を有する身体障害者手帳所持者（平成28年10月1日現在）	2,000人	862 (43.1%)
②知的障害者	豊島区に住所を有する愛の手帳所持者（平成28年10月1日現在）	500人	229 (45.8%)
③精神障害者	自立支援給付受給者および地域活動支援センター、障害福祉サービス事業所、家族会、当事者団体、医療機関等利用者	500人	192 (38.4%)
④難病患者	難病患者福祉手当受給者（平成28年10月1日現在）	685人	346 (50.5%)
合計		3,685人	1,629 (44.2%)

調査方法：①、②、④は郵送配布－郵送回収、③は自立支援給付受給者への郵送配付に加え、承諾を得た対象者に直接調査票を配布し郵送にて回収

調査期間：平成28年10月26日（水）～平成28年11月21日（月）

結果概要：

- 生活形態は、身体障害者・難病患者では「ひとり暮らし」や「配偶者」と同居、知的障害者では「父・母」と同居、精神障害者では「ひとり暮らし」が多くなっています。
- 地域での障害・疾病に対する理解が《得られている》は44.2%、《得られていない》は48.0%、障害者に対する差別を《感じる》は前回からやや減少（今回31.8%、前回35.1%）していますが、地域共生社会の実現に向け、地域の理解をさらに向上させる必要があります。
- 相談窓口の対応の満足度は、前回から大きな変化がありません（今回65.4%、前回64.1%）。不満の理由には、「十分な助言が得られない」、「窓口が分かりづらい」などがあげられており、職員のスキルアップとともに、区民にわかりやすい相談体制づくりを進めていく必要があります。
- 就労状況（「今、仕事・作業等をしている」の計）は前回からやや増加しています（今回57.1%、前回54.6%）。特に精神障害者では「今、仕事・作業等をしていないが、今後仕事をしたい」（25.5%）が多くなっており、就労と職場定着支援を強化していく必要があります。
- 運動やスポーツの活動状況は、「すでに行っている」は27.7%、「興味があるが、行っていない」が44.5%と多くなっています。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害がある人のスポーツ参加機会の拡大が求められます。



《当事者ヒアリング実施概要》

「障害者・障害福祉計画」の改定及び「障害児福祉計画」の策定にあたって、当事者の意見を反映できるよう、障害児の保護者へのヒアリングを実施しました。

ヒアリング対象	特別支援学校、西部子ども家庭支援センターに在籍する豊島区内在住の障害児の保護者
実施時期	平成 29 年 9 月上旬から 10 月中旬
主なヒアリング項目	・保育園（保育所等を含む）、幼稚園、認定こども園等の利用について ・障害児通所施設の利用について ・放課後等デイサービスなどの利用について

結果概要：

- ① 保育園（保育所等を含む）、幼稚園、認定こども園等の利用について
 - ・他の子と関わる良い経験となった。
 - ・入園時に子どもの障害が分かっていない場合、加配などがないため園の対応に差が出る。
 - ・職員の加配については、他の保護者に園から説明してもらえると良い。
 - ・付添いが大変だった。
- ② 障害児通所施設の利用について
 - ・悩みを共有できる仲間ができた。
 - ・専門家など、外部のアセスメントを導入し、保護者や先生に指導法を教えてもらいたい。
 - ・職員は経験がある人が長くいられるようにした方が良い。
 - ・情報は病院からの紹介や口コミが中心。もっと情報提供をしてもらいたい。
- ③ 放課後等デイサービスなどの利用について
 - ・学校ではない、縦のつながりができて良い。
 - ・事業所によって全然違うので、母同士で情報を集めたり、実際に見に行ったりして選んだ。
 - ・学校から学童への移動に付添いをしなければならなかった。学校と学童の連携について区からも働きかけをしてもらいたい。
 - ・不安なことがあっても、預ける側は何も言えない。第三者に入って見てもらえたり、問題が起きた時に穏便に解決の手助けをしてほしい。
 - ・医療的ケアが必要な子を受け入れてくれる施設がない。
- ④ その他
 - ・計画相談はどこもいっぱい事業所を探すのが大変。
 - ・移動支援事業者が不足している。サービスはあってもいざというときに利用できない。
 - ・グループホームが不足している。
 - ・療育の施設や障害児の習い事ができる所が不足している。
 - ・駅へのエレベーター整備を進めてほしい。
 - ・気軽に相談できる窓口が近くにあると良い。



